

中小企業の 経営承継円滑化法のあらまし(2)

税理士 川中 清司

日専連名誉講師
富山短期大学名誉教授

相続の遺留分で悩む後継者

ヤスタ商事株式会社の社長・安田信一は、自社株の相続問題で妹の幸子から遺留分の減殺請求を受けて思案に暮れていた。先代の社長・安田和雄は、自社株式の大半を長男の信一に贈与し、自らは会長職に退いていたが、昨年暮れに他界した。

相続財産の遺留分算定と特別受益

被相続人の相続開始時の財産 (遺産)	相続前1年以内の生前贈与	特別受益 (相続人への生前贈与)
差引		
負債	遺留分算定の基礎財産	

安田和雄の遺産としては、自社株以外はほとんどなく、相続人である長男・信一と長女・幸子の二人が、その自社株を相続することとなった。だが、すでに信一が贈与を受けた分も相続財産に含めなければならぬ。生前贈与を受けた自社株は、民法で定める「特別受益」の持戻しで、相続財産に加えられるからだ。

幸子の嫁ぎ先が経営不振で資金ショートに陥ったため、夫は幸子に相続財産をもらうように求めた。夫から「お前は、遺産の半分を相続する権利がある。遺留分として、

その半分を請求できる」と言われ、兄の信一に「私の遺留分が欲しい」と泣きついた。そして、「株は私と共有になる。株主総会には私も出る」と付け加えた。

税理士に聞いてみると、相続時点の自社株の評価は約八〇〇万円になる。相続分は二分の一で約四〇〇万円。遺留分はその二分の一で約二〇〇万円となる。信一はその支払いを迫られ、不景気のさなかの思わぬ出来事に困り果てた。

こうした相続と事業承継をめぐるとラブルは決して少なくない。経営承継円滑化法は、中小企業の経営者の遺産相続で後継者が経営を引き継ぎやすいように、相続の遺留分について特別な制度を設けている。

経営承継と遺留分

代表者が死亡した後の会社経営の安定を図るため、後継者に会社の株式等を生前贈与して取得させた場合でも、相続財産の大半がその株式等であれば、後継者以外の相続人の遺留分を侵す結果を招くこともある。後継者以外の相続人は、その遺留分を侵害された場合

は、後継者に対して遺留分減殺の請求を行うことができる。減殺請求が行われると、後継者が旧代表者(被相続人)から生前贈与を受けた株式等は、ほかの相続人と準共有状態となる。

そこで、遺産分割協議が必要となる。後継者が会社株式を保有していくためには、ほかの相続人に対して、遺留分に相当する金銭等を交付しなければならぬ。相続開始の時点の評価となるので、多額である場合は経営維持に支障を来すことも考えられる。経営承継円滑化法は、中小企業の代表者が死亡して、その経営を承継するときに、会社経営権の源としての株式等を、旧代表者から後継者にスムーズに移転できるよう配慮している。

遺留分の除外と評価の固定化の特例制度を設け、相続人ら当事者の間で合意し、一定の手続きを経ることでそれらが可能となる。

遺留分の額

遺留分の額は、遺留分算定基礎財産の価額に、民法で定める遺留分の比率(原則として二分の一。直系尊属だけが相続人の場合は三

	遺留分の比率	法定相続分	金額
配偶者	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{2}$	= 225万円
子 A	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 75万円
子 B	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 75万円
子 C	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 75万円
計・3人			225万円

	遺留分の比率	法定相続分	金額
配偶者	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{2}{3}$	= 300万円
父	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	= 75万円
母	$\times \frac{1}{2}$	$\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	= 75万円
計・2人			150万円

	遺留分の比率	法定相続分	金額
父	$\times \frac{1}{3}$	$\times \frac{1}{2}$	= 150万円
母	$\times \frac{1}{3}$	$\times \frac{1}{2}$	= 150万円
計・2人			300万円

	遺留分の比率	法定相続分	金額
配偶者	$\times \frac{1}{2}$	全額	= 450万円
兄		0	
妹		0	

経営承継円滑化法による特例は、経営を承継する相続人とほかの相続人の間で、生前贈与された株式等を遺留分から除外したり、株価を固定したりする合意を取り付け、一定の手続きをとったものに対して、それらを合法的に認めるといふ内容である。具体的には、次の手続きが

- | | |
|--|--|
| <p>固定合意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者が贈与により取得した株式等 ・ 相続開始時の価額でなく、合意時の価額に固定する | <p>除外合意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者が贈与により取得した株式等 ・ 遺留分算定基礎財産から除外する |
|--|--|

分の二)を乗ずることで、相続人全体の遺留分の額が算出される。これに個々の相続人の法定相続割合を乗ずることで、各相続人の遺留分の額が算出される。

遺留分は、直系尊属だけが相続人のときは、被相続人の財産の三分の一、そのほかの場合には被相続人の財産の二分の一となつてい

る。昭和五五年の改正で、配偶者の遺留分は常に二分の一とされた。代襲相続権者にも遺留分が認められている。兄弟姉妹については遺留分はない。

複数の相続人が共同相続する場合、遺留分を各相続人の相続分に

応じて割り振り、各相続人ごとの遺留分を算出する。つまり、遺留分の額に法定相続割合を乗したものが各相続人ごとの遺留分となる。算定の基礎となる被相続人の財産の価額には、生前贈与や特別受益の額を加え、債務を控除したのとなる。加算される生前贈与は、相続人に対してなされたものも、相続人以外のもも含まれる。ただし、相続人以外の者への贈与は、原則として相続開始前一年間になされたものに限られる。

先代の経営者である父から後継者である子へ、自社株を生前贈与すると、その時期がいつであつても、相続が発生した場合には、民法上は「特別受益」として持戻し、相続財産に加えられる。

遺留分の除外と評価の固定

必要となる。

- ① 当事者 (推定相続人同士) の合意
- ② 経済産業大臣の確認
- ③ 家庭裁判所の許可

遺留分の除外特例と固定特例

そのうち当事者の合意によつて、民法の遺留分についての「除外特例」と「固定特例」の二つの特例が設けられている。

経営者から後継者に生前贈与された自社株式等について、相続の際の遺留分算定の基礎財産から除外するのが「除外特例」で、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を、相続開始以前の合意時の価額とするのが「固定特例」である。

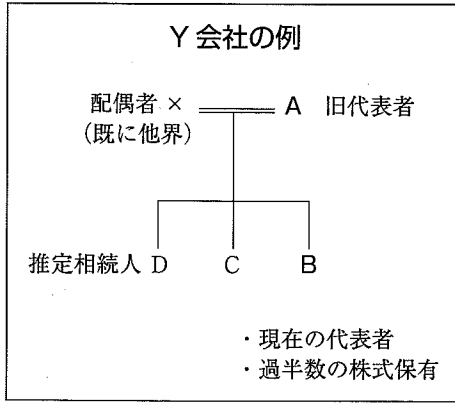
●合意書の内容構成

合意の内容を表す文書のイメージが、「中小企業事業承継ハンドブック」（中小企業庁財務課）に示されているので、ぜひ活用をおすすめしたい。

その事例を参考にして解説する。

〔設例〕

- ① AはY会社の旧代表者であった。
 - ② B、C、Dはその推定相続人。
 - ③ Bは、現在のY社の代表者で、Aからの贈与により取得した過半数の株式を保有している。
 - ④ B、C、Dの間で、BがAから贈与を受けて保有する株式等について、除外合意、固定合意などの合意が成立した。
- 設例に示すように、推定相続人



B、C、Dの間で、Bが旧代表者Aから贈与を受けて保有している株式について、経営承継円滑化法の民法特例を利用する旨の合意（除外合意、固定合意など）が成立した。

- その合意書の記載内容を見ていただきたい。
- 合意には次のものも含まれる。
- ・相続人間の衡平を図る措置
 - ・後継者以外の相続人が取るべき措置
 - ・経済産業大臣の確認、手続き協力
 - ・家庭裁判所の許可審判、申立て

記載が必要な事項

- ① 合意が会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること
経営承継円滑化法に基づくものであり、遺留分の算定についての合意が、円滑な承継を図る目的であることを明記する。
- ② 後継者が経営者からの贈与等取得した自社株式について
 - ・遺留分算定の基礎財産から除外する旨
 - ・遺留分算定の基礎財産に算入すべき価額を固定する旨

「除外」については、B（後継者・現経営者）が、A（旧代表者）から贈与されたY社の株式について、具体的に〇〇株を、遺留分を算定する財産価額に算入しないという内容を明記する。

「固定」については、Bが、Aから贈与されたY社の株式について、〇〇株の価額を、〇〇〇円に固定する。相続時の価額によらないこと。税理士などが相当な価額として認めた額によることを明記する。

- ③ 非後継者（後継者以外の推定相続人）が、次の場合に取得可能な措置
 - ・後継者が②の合意の対象とした自社株式を処分した場合
 - ・後継者が経営者の生存中に代表者を退任した場合

Bが合意の対象となった株式を処分したときは、C、Dは相当額の請求ができることや、Bが代表者を退任したときは、C、Dは相当額の請求や、合意の解除ができることを明記する。

必要に応じて記載する事項

- ④ 後継者が、経営者からの贈与等により取得した自社株式以外の

財産（事業用資産など）を、遺留分算定の基礎財産から除外する旨

遺留分算定の基礎財産から除外できるのは株式等だけに限らない。「除外の合意」や「固定の合意」の際に、書面によって合意すれば、その他の財産も基礎財産から除外することができる。

- ⑤ 推定相続人間の衡平を図るための措置

⑥ 非後継者が経営者からの贈与等により取得した財産を、遺留分算定の基礎財産から除外する旨
相続人となるB、C、Dの間で、後継者Bに比べC、Dの相続額が極端に少なくなり衡平を欠くことを防ぐため、C、Dが贈与を受けた財産の価額も遺留分の算定から外す主旨であり、その内容を具体的に明記する。

※次回は、合意書の具体的な例文解説など

訂正とお詫び

一〇月号（四三頁）「相続人と遺留分の割合」に誤記があり、次のように訂正します。

正しくは、「③直系尊属と配偶者、⑤配偶者だけのとき、いずれの場合も二分の一」です。

訂正し、お詫び申し上げます。